

大牟田市広告入り封筒の寄贈に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が使用する広告入り封筒の寄贈に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる封筒)

第2条 寄贈の対象となる広告入り封筒（以下「広告入り封筒」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 窓口用封筒
- (2) 公用封筒

(広告入り封筒に掲載する広告の基準等)

第3条 次の各号に掲げる広告のいずれかに該当するものは、広告入り封筒に掲載しない。

- (1) 大牟田市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行）第3条第1項各号に規定するもの
- (2) 大牟田市広告掲載基準（平成19年4月1日施行）第5条各号に規定する業種又は事業者の広告
- (3) 大牟田市広告掲載基準第6条各号に規定するもの
(寄贈希望者の公募)

第4条 広告入り封筒の寄贈を希望する者（以下「寄贈希望者」という。）は、公募により選定するものとする。

2 前項の公募は、大牟田市公式ホームページ、広報紙及びその他市長が必要と判断した方法により行うものとする。

(寄贈の申込み)

第5条 寄贈希望者は、申込書に必要事項を記入の上、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

(寄贈採納の決定)

第6条 市長は、前条の規定により寄贈採納の申込みを受けたときは、直ちに可否を決定し、受理することを決定したときは広告入り封筒寄贈受理通知書（様式第1号）により、受理しないことを決定したときは広告入り封筒寄贈不受理通知書（様式第2号）により寄贈希望者に通知するものとする。

2 市長は、寄贈希望者の数が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

(協定書の締結)

第7条 市長は、寄贈採納を決定したときは、当該寄贈採納の決定を受けた者（以下「寄贈決定者」という。）と広告入り封筒の作製及び寄贈に関する協定を締結するものとする。

(広告入り封筒の作製)

第8条 寄贈決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に広告入り封筒を作製しなければならない。

- 2 寄贈決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。
- 3 寄贈決定者は、優先的に市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第9条 市長は、前条第1項の承諾を行うに当たり、広告主及び広告内容について大牟田市広告掲載要綱第8条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、大牟田市広告掲載要綱第7条に規定する大牟田市広告審査委員会の審査に付するものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に違反していると判断したときは、寄贈決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第11条 広告入り封筒の作製に要する費用は、すべて寄贈決定者の負担とする。

(寄贈の取下げ)

第12条 寄贈決定者は、自己の都合により本市への広告入り封筒の寄贈を取り下げるができるものとする。

- 2 寄贈決定者は、前項の規定により寄贈を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(使用期間)

第13条 広告入り封筒の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

(問題発生時等の対応)

第14条 寄贈決定者は、広告入り封筒の使用に際し、第三者からの苦情等

何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第15条 市長は、寄贈を受けた広告入り封筒が本市が使用する封筒として適当でないと認めるときは、当該封筒の使用を中止することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告入り封筒に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月13日から施行する。

付 則（一部改正）

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則（一部改正）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

様

大牟田市長 印

広告入り封筒寄贈受理通知書

年 月 日付で申込みのありました広告入り封筒の寄贈については、受理することと決定したので通知します。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

大牟田市長 印

広告入り封筒寄贈不受理通知書

年 月 日付で申込みのありました広告入り封筒の寄贈については、受理しないことと決定したので通知します。

受理しない理由